

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吹田市長

公表日

令和8年3月23日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>【符号管理機能】 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>【情報照会機能】 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>【情報提供機能】 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム3									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<p>・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管</p> <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種情報管理ファイル ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)ファイル 	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【個人情報の照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25及び27から29の項 <p>【個人情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26及び28の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種情報管理ファイル ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第5条及び第6条の対象となる市民
その必要性	法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	【個人番号対応符号】 ・中間サーバコネクタを通じ、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行うため 【識別情報】 ・予防接種の対象者を特定するため 【連絡先等情報】 ・予診票の送付及び接種勧奨等の通知、また、届出内容の不備等の際に問い合わせを行うため 【地方税関係情報】 ・接種費用免除の要件確認を行うため 【健康・医療関係情報】 ・対象者の予防接種情報を予防接種記録として適正に記録・保管するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	健康医療部 地域保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	正確な予防接種事務遂行のため、接種対象者の特定及び接種履歴の管理、勧奨を行うため。 また、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康医療部 地域保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種予診票を発行するため使用する ・予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する ・予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するため使用する ・本人からの問い合わせの対応に使用する
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康情報管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	健康情報管理システム(予防接種情報管理)の運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
①委託内容	システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修、ガハメントクラウド移行及び標準準拠システム移行業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	健康情報管理システム(予防接種情報管理)のうち共通基盤部分の構築・運用業務	
①委託内容	健康情報管理システム(予防接種情報管理)のうち共通基盤部分の構築・運用業務の委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき、許諾
	⑥再委託事項	健康情報管理システムのうち共通基盤部分の構築・運用業務の一部
委託事項3	遠隔地保管業務	
①委託内容	共通基盤のバックアップ運用	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき、許諾
	⑥再委託事項	共通基盤部分のバックアップ運用業務の一部

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〈予防接種情報ファイルに関する記録項目〉

(1)宛名番号、(2)世帯番号、(3)カナ氏名、(4)漢字氏名、(5)通称カナ氏名、(6)通称氏名、(7)生年月日、(8)性別、(9)続柄、(10)電話番号、(11)郵便番号、(12)住所、(13)方書、(14)転入前住所、(15)転出後住所、(16)送付用郵便番号、(17)送付用住所、(18)送付用方書、(19)接種・予診日、(20)接種コード、(21)接種回数、(22)接種日年齢、(23)年度末年齢、(24)基準日年齢、(25)対象外判定、(26)接種判定、(27)混合接種何種、(28)請求月、(29)実施医療機関、(30)LotNo、(31)接種量、(32)実施区分、(33)予診フラグ、(34)他市依頼区分、(35)接種日住民区分、(36)特記事項、(37)B型肝炎ワクチン区分、(38)西暦年度、(39)65歳未満接種理由、(40)未接種理由、(41)クーポン、(42)接種(実施)判定、(43)抗体検査方法、(44)抗体価、(45)抗体価単位、(46)抗体検査判定結果、(47)抗体検査番号、(48)抗体価範囲

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る接種に関する記録項目〉

(1)個人番号、(2)宛名番号、(3)自治体コード、(4)接種券番号、(5)属性情報(氏名、生年月日、性別)、(6)接種会場、(7)接種状況(実施/未実施)、(8)接種回、(9)接種日、(10)ワクチンメーカー、(11)ロット番号、(12)ワクチン種類(※)、(13)製品名(※)、(14)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)、(15)証明書ID(※)、(16)証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【健康情報管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に配置される端末はユーザIDによる識別とパスワードによる認証を用いて起動するものとしている。 ・健康情報管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び生体認証を用いての利用とすることで端末が不正に利用されることを防いでいる。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの操作履歴(ログ)をシステム上で保存している。 <p>【予防接種業務委託医療機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施する委託医療機関において、母子手帳等により本人確認を行い対象者以外の情報を入手することがないように努めている。 ・委託医療機関から提出された予診票を健康情報管理システムに取込む際に予診票に記載の内容とシステムで保有する住民情報を突合し、正確なマッチングを行ったうえで取込を実施する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【健康情報管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別と生体認証による認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 <p>識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。健康情報管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の管理 <p>アクセス可能なユーザIDは必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。ユーザIDについては、定期的にチェックを行い不要なIDが使用不可になっているかを確認している。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用の記録 <p>ユーザIDとともに、健康情報管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。</p> <p>上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者から情報を入手する際は所定の様式を用いることで予防接種事務に必要な情報以外を入手することを防止する。 ・庁内連携による住民情報等の入手にあたっては、データ連携項目を必要最小限に留め、不要な項目の取得を行わない設計にすることで不要項目取得のリスクを回避している。 ・健康情報管理システムを利用する必要がある職員については、個人ごとにユーザID・パスワード・生体情報認証を設定し、厳密に管理している。そのうえでさらに、予防接種情報については担当職員のみアクセス権限を付与しており、不適切な方法での情報入力・更新ができないよう対策を行っている。 <p>＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【健康情報管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康情報管理システムには、当該事務に関係のない情報を保有しない。 健康情報管理システムの機能以外からは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御を行っている。 特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。 <p>また、適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要がない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。 <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。 団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 <p>【その他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を保有しない事務に関するシステムでは、特定個人情報との紐付けができないようアクセス制御する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p style="text-align: center;">[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【健康情報管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康情報管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別と生体認証による認証を実施している。 アクセス権限の発効・失効の管理 識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 健康情報管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようにしている。 アクセス権限の管理 アクセス可能なユーザIDは必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが使用不可になっているかを確認している。 また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 特定個人情報の使用の記録 ユーザIDとともに、健康情報管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認め、かつ国にユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザIDを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 <p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザIDを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作者の担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与する。 ・共有IDは禁止し、個人に対してIDを発行する。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログとして、処理日時、職員情報、処理内容などを記録している。 ・システムの操作ログは、一定期間保存し、必要に応じて解析する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 また、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【健康情報管理システムにおける措置】
 ・健康情報管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移転はできないように制御する。
 ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
 ・一定時間操作が行われない場合は、スクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。
 ・健康情報管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移転はできないように制御する。
 ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
 ・担当職員には離席時のログオフを義務づける。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは実地の調査を行うことができる規定等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に例外的に再委託を可能としている。 その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、当該確認事項には、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項が規定されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	---	--	---	--

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; padding: 5px;">ルール内容及びルール遵守の確認方法</td> </tr> </table>	ルール内容及びルール遵守の確認方法	
ルール内容及びルール遵守の確認方法		

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---	--	---	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【健康情報管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。 <p>【健康情報管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を持った職員が所属長の承認を得たうえで情報照会・入手を行う。 ・健康情報管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康情報管理システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことの確認を行う。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底を行う。 <p>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【健康情報管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバへの情報提供処理については、業務システム側で自動送信を行い、かつ、手動送信においても操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。 <p>【健康情報管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康情報管理システムからリストの出力を行い、目的外の提供が行われていないことの確認を行う。 <p>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

その内容	① 令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。 ② 令和8年(2026年)1月、公立幼稚園型認定こども園に所属する会計年度任用職員の傷病手当金請求書(要配慮個人情報含む)について、提出先から未提出との連絡があり、確認をしたところ、当該書類を紛失していることが判明した。 当該書類を発送した本庁、別庁舎(庁内通送便の経由施設)及び当該園において捜索したが、発見することはできなかったため上記施設又はその通送の途上において紛失したものと考えられる。 ③ 令和8年(2026年)1月、本市が運営委託している病児・病後児保育室において、委託事業者が要配慮個人情報を含む書類を紛失した。当該書類は、本市に送付するため封筒に入れ、施設入口付近のカウンター上に置いていたところ、封筒を郵送しようとした別の職員が、書類を紛失していることに気付いた。委託事業者からの聞き取り内容及び防犯カメラの映像から誤って廃棄してしまった可能性が高いと推測される。
------	---

再発防止策の内容	① 本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。 ② 公立の教育・保育施設の園長及び保育幼稚園室職員に対して、要配慮個人情報が記載された書類の取扱いについて、通送便を利用せず、手交による受け渡しを徹底するなど、改めてルールの遵守を厳命した。 ③ 事業者に対して、個人情報を含む書類は全て、適切な置き場所を定めることを徹底するように指導した。 また、他の病児・病後児保育室への事業の共有、事業者職員に対する研修及び個人情報の管理マニュアルの策定及び運用の徹底を図り、再発防止に努める。
----------	--

その他の措置の内容

<物理的対策>

【吹田市における措置】

- ・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
- ・サーバ室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。
- ・サーバ室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
- ・事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。
- ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。
- ・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。
- ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。
- ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<ワクチン接種記録システムにおける措置>

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。

主に以下の物理的対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

②日本国内でのデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<技術的対策>

【吹田市における措置】

- ・不正プログラム対策:コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。
- ・不正アクセス対策:本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォール等によりアクセス制御を行う。
- ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><吹田市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。(eラーニングを含む) ・毎年、所属内のシステム担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 ・評価書記載事項と運用実態のチェックを行っている。 ・個人情報保護に関する規定、体制整備。 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置。 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 市民部 市民相談室 06-6384-1456
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 吹田市 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 06-4860-6151
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【健康情報管理システム(予防接種情報管理)】 記載省略 【中間サーバー】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）別表第二に基づき、情報提供に必要な個人情報の提供 ・情報提供ネットワークシステムを通じた各関係機関等との情報連携 ・予防接種事務の実施に必要な情報の取得 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	【健康情報管理システム(予防接種情報管理)】 記載省略 【中間サーバー】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）に基づき、情報提供に必要な個人情報の提供 ・情報提供ネットワークシステムを通じた各関係機関等との情報連携 ・予防接種事務の実施に必要な情報の取得 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正、及びワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和6年11月11日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和6年11月11日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ③他のシステムとの接続	[○] 庁内連携システム	[] 庁内連携システム ※○を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和6年11月11日	I 基本情報 4.個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)

令和6年11月11日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第16の2・16の3・17・18・19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25及び27から29の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26及び28の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)
令和6年11月11日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康医療部総括参事	地域保健課長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(所属長の役職名の変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (ワクチン接種記録システム)	[]その他() ※記載内容を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・予防接種予診票を発行するため使用する ・予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する ・予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するため使用する ・本人からの問い合わせの対応に使用する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・予防接種予診票を発行するため使用する ・予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するため使用する ・予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するため使用する ・本人からの問い合わせの対応に使用する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ※記載内容を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修	システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修、ガバメントクラウド移行及び標準準拠システム移行業務	事前	特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	都道府県知事または市区町村長	市区町村長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)

令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供 先2	都道府県知事または市区町村長	都道府県知事	事後	特定個人情報保護評価指針の 重要な変更の対象外(番号法関 係法令の一部改正に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供 先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表26の項	事後	特定個人情報保護評価指針の 重要な変更の対象外(番号法関 係法令の一部改正に係る変更)
令和6年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概 要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所※	<p><吹田市における措置> 記載省略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加 措置> 記載省略</p>	<p><吹田市における措置> 記載省略(以下の内容を追記) ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者にお いて国が認可しているAWSにサーバが設置さ れ、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を經由 して運用する。クラウド事業者のデータセンター (IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設け られておりセキュリティが担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加 措置> 記載省略</p>	事前	特定個人情報保護評価指針の 重要な変更(地方公共団体情報 システムの標準化に係る変更)
			<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環 境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド 事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業 者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されて いるほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けて いること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する データセンター内のデータベースに保存され、バッ クアップも日本国内に設置された複数のデータセ ンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に 保存される。</p>		

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7.備考</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 </p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 </p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p>【予防接種業務委託医療機関における措置】 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者からの接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 </p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p>【予防接種業務委託医療機関における措置】 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ※記載内容を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 </p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 </p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認め、かつ国にユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認め、かつ国にユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
-------------------	---	--	---	-----------	--

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや健康情報管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に仕様の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場면을必要最小限に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会する場合にのみ、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>【健康情報管理システムにおける措置】 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ※記載内容を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
-------------------	--	---	--	-----------	--

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は本市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>【アクセス権限の管理】 記載省略</p>	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】 記載省略</p> <p>【アクセス権限の管理】 記載省略</p> <p>【特定個人情報の使用の記録】 記載省略</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
-------------------	---	---	--	-----------	--

<p>令和6年11月11日</p>	<p>(続き) Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 【特定個人情報の使用の記録】 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 また、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不要な使用等のリスク その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、当該確認事項には、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項が規定されている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【健康情報管理システムのソフトウェアにおける措置】 記載省略</p> <p>【健康情報管理システムの運用における措置】 記載省略</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 記載省略</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>【健康情報管理システムのソフトウェアにおける措置】 記載省略</p> <p>【健康情報管理システムの運用における措置】 記載省略</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 記載省略</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)</p>
<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 <物理的対策></p>	<p>【吹田市における措置】 記載省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 記載省略</p>	<p>【吹田市における措置】 記載省略(以下の内容を追記) ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を經由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 記載省略</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)</p>

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク ク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 <技術的対策></p>	<p>【吹田市における措置】 記載省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 記載省略</p>	<p>【吹田市における措置】 記載省略(以下の内容を追記) ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 記載省略</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)</p>
-------------------	---	--	---	-----------	--

<p>令和6年11月11日</p>	<p>(続き) III リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 <技術的対策></p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのがバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)</p>
-------------------	--	--	---	-----------	--

<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク・特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【死者の個人番号】 記載省略</p> <p>【特定個人情報が古い情報のままで保管され続けるリスク】 記載省略</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 記載省略</p>	<p>【死者の個人番号】 記載省略</p> <p>【特定個人情報が古い情報のままで保管され続けるリスク】 記載省略</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 記載省略</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p><標準準拠システムにおける措置> ・標準準拠システムへの移行においては、本市ネットワークを経由して、AWSに直接データを移動させる。 ・外部に持ち出すことなくセキュアな通信のみで移動させ、紛失や漏洩がないように移行、保管する。 ・移行データファイルは、稼働後に完全に削除する。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)</p>
<p>令和6年11月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><吹田市における措置> 記載省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><吹田市における措置> 記載省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

令和6年11月11日	Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 記載省略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
			<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	特定個人情報保護評価指針の重要な変更(地方公共団体情報システムの標準化に係る変更)
令和6年11月11日	IV 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 吹田市 健康医療部 地域保健課 予防接種グループ 06-4860-6151	〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 吹田市 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 06-4860-6151	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(組織名の修正)
令和6年11月11日	V 評価実施手続 ①実施日	2024/4/1	2024/11/11	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(時点修正)

令和7年3月21日	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和7年3月21日	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②その内容</p>		<p>令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和7年3月21日	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②再発防止策の内容</p>		<p>本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

<p>令和8年3月23日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容</p>	<p>令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。</p>	<p>① 令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。</p> <p>② 令和8年(2026年)1月、公立幼稚園型認定こども園に所属する会計年度任用職員の傷病手当金請求書(要配慮個人情報含む)について、提出先から未提出との連絡があり、確認をしたところ、当該書類を紛失していることが判明した。 当該書類を発送した本庁、別庁舎(庁内通送便の経由施設)及び当該園において搜索したが、発見することはできなかったため上記施設又はその運送の途上において紛失したものと考えられる。</p> <p>③ 令和8年(2026年)1月、本市が運営委託している病児・病後児保育室において、委託事業者が要配慮個人情報を含む書類を紛失した。当該書類は、本市に送付するため封筒に入れ、施設入口付近のカウンター上に置いていたところ、封筒を郵送しようとした別の職員が、書類を紛失していることに気付いた。委託事業者からの聞き取り内容及び防犯カメラの映像から誤って廃棄してしまった可能性が高いと推測される。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため</p>
------------------	--	---	--	-----------	--

<p>令和8年3月23日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容再発防止策の内容</p>	<p>本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。</p>	<p>① 本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。 ② 公立の教育・保育施設の園長及び保育幼稚園室職員に対して、要配慮個人情報が記載された書類の取扱いについて、逡送便を利用せず、手交による受け渡しを徹底するなど、改めてルールの遵守を厳命した。 ③ 事業者に対して、個人情報を含む書類は全て、適切な置き場所を定めることを徹底するように指導した。また、他の病児・病後児保育室への事案の共有、事業者職員に対する研修及び個人情報の管理マニュアルの策定及び運用の徹底を図り、再発防止に努める。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため</p>
<p>令和8年3月23日</p>	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先</p>	<p>吹田市 市民部 市民総務室</p>	<p>吹田市 市民部 市民相談室</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため</p>